

平成27年第1回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

平成27年3月20日（金曜日）

議事日程第5号

平成27年3月20日（金曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 行政改革について
- 日程第4 新幹線・交通網対策について
- 日程第5 議案第15号から同第40号まで及び議案第63号
- 日程第6 議案第41号から同第43号まで及び議案第53号から同第55号まで
- 日程第7 議案第44号から同第51号まで及び議案第56号から同第58号まで
- 日程第8 議案第52号
- 日程第9 議案第1号から同第14号まで
- 日程第10 議案第59号
- 日程第11 議案第60号
- 日程第12 諮問第1号
- 日程第13 発議第1号
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 閉会中の継続調査について

+

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 行政改革について
- 日程第4 新幹線・交通網対策について
- 日程第5 議案第15号から同第40号まで及び議案第63号
- 日程第6 議案第41号から同第43号まで及び議案第53号から同第55号まで
- 日程第7 議案第44号から同第51号まで及び議案第56号から同第58号まで
- 日程第8 議案第52号
- 日程第9 議案第1号から同第14号まで
- 日程第10 議案第59号
- 日程第11 議案第60号

- 日程第12 諮問第1号  
 日程第13 発議第1号  
 日程第14 議員派遣について  
 日程第15 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 19名

〈出席議員〉 19名

1番	笠原幸江君	2番	斉木勇君
3番	渡辺重雄君	4番	吉川慶一君
5番	樋口英一君	6番	保坂悟君
7番	田中立一君	8番	古川昇君
9番	伊藤文博君	10番	中村実君
11番	大滝豊君	12番	高澤公君
13番	田原実君	15番	吉岡静夫君
16番	新保峰孝君	17番	倉又稔君
18番	松尾徹郎君	19番	五十嵐健一郎君
20番	古畑浩一君		

+

+

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	織田義夫君
総務部長	金子裕彦君	市民部長	吉岡正史君
産業部長	加藤政栄君	総務課長	田原秀夫君
企画財政課長	斉藤隆一君	能生事務所長	原郁夫君
青海事務所長	大瀬信明君	市民課長	岩崎良之君
環境生活課長	渡辺勇君	福祉事務所長	加藤美也子君
健康増進課長	山本将世君	交流観光課長	藤田年明君
商工農林水産課長	斉藤孝君	建設課長	串橋秀樹君
都市整備課長	金子晴彦君	会計管理者 会計課長兼務	横田靖彦君
ガス水道局長	小林忠君	消防長	大滝正史君
教育長	竹田正光君	教育次長 教育委員会こども課長兼務	伊奈晃君

教育委員会子ども教育課長	渡 辺 寿 敏 君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	竹之内 豊 君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	佐々木 繁 雄 君	監査委員事務局長	池 田 正 吾 君
農業委員会事務局長	猪 又 康 久 君		

〈事務局出席職員〉

局 長	小 林 武 夫 君	主 査	室 橋 淳 次 君
主 査	石 崎 健 一 君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

おはようございます。  
 これより本日の会議を開きます。  
 欠席通告議員はありません。  
 定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

+

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（樋口英一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
 会議録署名議員には、9番、伊藤文博議員、17番、倉又 稔議員を指名いたします。  
 次の日程に入る前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。  
 倉又 稔議会運営委員長。  
 〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又委員長。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

おはようございます。  
 本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。  
 まず、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長から、休会中、所管事項調査を行い、その経過について口頭報告を行いたい旨の申し出があり、また、行政改革特別委員長及び新幹線・交通網対策特別委員長から結審報告をいたしたい旨の申し出がありますことから、本日の日程事項と

することで、委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議として、発議第1号、委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1件が、所定の手続を経て提出されております。これを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

次に、2月26日に議会運営委員会が開催され、議会改革について協議を行っております。

反問権と市民意見交換会実施については、6月定例会から試行として取り扱うこととし、配付資料により行うこと。また、議会基本条例制定等については、次期議会運営委員会に引き継ぎ、継続して協議を進めていくことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（樋口英一君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会が開催され、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

おはようございます。

所管事項調査報告をいたします。

総務文教常任委員会では、市民会館及びフォッサマグナミュージアムリニューアル工事の完了、また、糸魚川地区公民館改築工事の完了により、それぞれの施設整備状況について2月25日に現

地調査を行いました。

また、3月10日には、現地調査の集約、及び子ども・子育て支援事業計画の策定、並びにいじめ防止対策に関する今後の取り組みについて所管事項調査を行っておりますので、主な内容と経過についてご報告いたします。

初めに、施設整備状況についてご報告いたします。

まず、市民会館リニューアル工事については、限られた予算の中、委員会等で出された意見、要望に対して、できる限り応えようとした姿勢がうかがえます。

施設全体が明るくなり、席数は今までより少し減ったものの、ゆとりを持たせた客席になり、ホール全体が落ちついた雰囲気を醸し出していました。

また、練習場、スタジオをはじめ楽屋もふやすなど細かい点にも配慮し、利用者には使い勝手のよい施設になったとの意見が出ております。

次に、糸魚川地区公民館については、以前と比較し、大・中・小の研修室をはじめ1階部分における広々とした調理室など、全体にゆとりを持たせた設計となっています。また、新たに美術室、音楽室を設けるなど、多くの方々から今後の有効活用が期待されます。

次に、フォッサマグナミュージアムでは、タッチパネル式端末により情報検索できるジオパーク情報コーナーを入りに設置し、また、ヒスイ峡を再現したプロログをはじめ、旧青海自然史博物館の展示資料やジオラマなどが加わったことにより、第1展示室から第6展示室まで今まで以上に充実した展示内容になっています。

特に、第3展示室におけるルームシアターでは、フォッサマグナをはじめ日本国土の形成について迫力ある映像とともに、わかりやすい解説となっており、子供たちも地質学に興味を持つと思えるような内容となっております。

今後の入館者増が期待されますが、委員からは、お土産コーナーの充実をはじめ収益性についても考える必要があるのではないかと、また、改めて長者ヶ原考古館との連携を積極的に行うよう意見、要望が出ております。

以上で、現地調査の報告を終わります。

次に、子ども・子育て支援事業計画の策定についてご報告いたします。

これにつきましては、今まで3回の調査を行っておりますが、新たにつけ加えられた点、また、修正箇所等について説明がありました。

委員より、市では0歳から18歳までを対象とした子ども一貫教育をうたってはいるが、この計画書では、0歳から5歳までの記述が主なものとなっている。やはり一貫教育という観点からすると、中高生についてもはっきりとした計画が必要になるのではないかと質疑に対して、指摘されたように、0歳から5歳が中心となっているように見えると思う。今後、一貫教育方針を検証し、その都度、この計画も見直ししながら整合性を図っていきたいとの答弁であります。

次に、いじめ防止対策に関する今後の取り組みについてご報告いたします。

これにつきましても、数回にわたり委員会で取り上げてきましたが、糸魚川市いじめ防止等の行動計画（案）について説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この計画案には、いじめの早期発見や現状、防止の取り組みについて情報を提供しながらPTAや地域と連携し、協議しながら取り組むとあるが、このような協議の場を設けることは

大切である。しかし、それで全てのいじめ問題が出てくるとは限らない。したがって、1つ1つをどのように拾い上げていくのか、お互い共通の意識を持ち情報交換をしながら、個別にでも対応できるような忍耐強く指導を行ってほしいとの意見が出ております。

また、いじめを受けた児童生徒が不登校になり、その後、回復へ向かい、校内適応指導教室に来るようになったということで、いじめ問題が完全に解決したと考えるべきではない。やはり友達関係がよくなり、普通学級に戻れるような状態を確認できるまでは、いじめが解消されたとは言えない。

この問題については、初期対応が最も大切であると思うだけに、いじめがわかった段階で、早目に教職員、保護者、児童生徒の三者間で話し合える機会をつくるよう、はっきりと行動計画に明記すべきであるとの質疑に対して、指摘されたとおりであり、わかりづらい点については、いま一度、表現を検討し、修正したいとの答弁であります。

以上で、所管事項調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．行政改革について

○議長（樋口英一君）

日程第3、行政改革についてを議題といたします。

本件について調査が終了していますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

伊藤文博行政改革特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

伊藤委員長。〔9番 伊藤文博君登壇〕

○9番（伊藤文博君）

おはようございます。

行政改革特別委員会では、閉会中の平成26年11月19日と20日に市外調査を、年が明けて1月14日と2月3日、23日に付議事件調査を行い、結審しておりますのでご報告いたします。

まず最初に、当委員会では、実施計画に盛り込まれた実施項目について審査が一巡した後、委員会からの提案事項について、6分野に分類して調査を行ってきています。

また、昨年11月19日と20日に市外調査を行った内容について、委員会で正式に協議題として取り上げ、調査内容を当市の行政改革に生かすための試みをしています。これは委員会の集約や市外調査の報告が一方通行になっている現状について、議会運営委員会でも課題とされていることから、正式に委員会で取り上げて協議したものであります。

なお、2月3日の委員会で結審とし、行政改革は継続的に推進されるべき課題であることから提言書にまとめ、本会議で諮った上で、議長から市長に提出することといたしました。

では、2回の委員会の審査経過についてご報告いたします。

1月14日の委員会では、委員会よりの提案内容として、民間委託等の推進についてと、市外調査内容について協議を行っております。

民間委託の推進については、委員より、指定管理者制度と直営の中での委託についての考え方が担当課によって違いがあると感じるが、現状を把握しているか。民間のノウハウ導入とともに、指定管理者のやる気を醸成する仕組みにしなければならないが、どのように指定管理に反映していくのかという質疑に対し、統一したマニュアルに沿った管理運営でのサービス向上を図らなければならないし、指定管理者制度そのものも当市に合った形で検証し、見直していく必要がある。その考え方による担当課職員の確認をとっていききたいと答弁がありました。

保育園の民営化、給食の民間委託、上下水道の包括業務委託など、民間でやれるものは民間に任せる方向が望ましい。時間をかけて取り組むべき問題であり、事業計画や方針というものを定めていかなければならないと思うがいかがかという質疑に対し、保育園の民営化については、現在、子ども子育て会議で検討、協議している。民営化の中でも公設のよいところを生かしていけるか、子供たちにどのような影響があるかが課題である。上下水道についても施設の現状と、その把握に課題があり、そこがしっかりした段階で委託の検討に入れると思っていると答弁がありました。ここで委員より、教育は保育園を含めて市でしっかり取り組んで、公の責任を果たしていくべきであると意見が出されております。

やまのい保育園の建設に当たって、民営化を図った上での建設のほうが財政的に有利だったのではないかと、運営費の比較はどうかという質疑に対し、やまのい保育園の場合は、合併特例債を使用しているので95%が充当され、70%が交付税算入されるので、市の負担は約30%である。民営の場合は、事業費の2分の1を国と県が、4分の1を市が補助するので、市と事業者は25%ずつの負担となる。運営費は私立の場合は国県市の措置費があり、公立の場合は国からの措置費はないが、交付税算入があるので、ほぼ同じ負担となると考えている。合併による合併特例債という有利な起債が利用できるという特殊要因があったからできたことであるが、建設だけの問題ではなく、保育園を取り巻くさまざまな環境も判断要因として、公立として整備することを決定したものでありと答弁がありました。

基本的に採算性の高い施設を指定管理者制度の対象とすべきであり、それ以外は、直営の中での業務委託を検討すべきではないかという質疑に対し、採算が合わなくとも市民サービス向上のためには、指定管理が適切な施設もある。指定管理者制度ありきではなく、その設置目的によって十分な検討が必要だと思っていると答弁されております。

委員より、第三セクターを含めて大きな補助金、負担金を出している第三者機関についてもチェック機能を働かせるべきであるが、市の取り組みはどうかという質疑に対し、市から補助金、負担金を出した各種団体については監査委員の監査はできる。新しい対応ができないか監査事務局で検討している。自治法上は、市長は市内各種団体の総合調整もできるが、実際の状況に合わせて、どのような対応が可能か判断し、助言等していきたいと考えていると答弁がありました。

続きまして、冒頭でも述べましたとおり、市外調査の内容について委員会で正式に取り上げ、机上調査を行っておりますので、その内容について報告いたします。

茨城県坂東市の市民参加型のまちづくりの推進については、坂東市では、市民協働課の取り組みとして、1、市民協働によるまちづくり推進事業、2、バンドウミライ楽考、これは市民大学事業と言われてますが、楽考の「楽」は楽しむ、「考」は考えるであります。3、市民討議会事業の3本柱で市民参加意識の向上を図っている。無作為抽出による市民討議会という取り組みの中で、市と青年会議所、商工会が協力して対応している。

当市では民間委員会での団体代表、公募委員が同じような顔ぶれにしかならない傾向があるが、坂東市のような無作為抽出メンバーでの話し合いの場の設定や、青年会議所など特定団体との連携についてどのように考えているかという質疑に対し、各種団体との懇談の場は広聴という立場で行っているが、事業連携について特定の団体とは考えていない。坂東市の場合は無作為抽出というところが斬新的であり、そのようなことも含めて広く意見を聞く姿勢の参考にしていきたい。まちづくりは市民みんなで考えていかなければいけないということを市民に訴えながら、議会も含めて議論して取り組んでいきたいと答弁されております。

委員より、地域の一体感醸成には、多世代同居について考え、推し進めていかなければならない。個を大切に過ぎ、公という意識が薄らいできた現状を見直していく必要がある。多世代同居世帯には優遇措置を設けるなどの制度について、国に対して強く要求していく必要があると思うがいかがかという質疑に対し、国が言う地方創生にとって、市の人口減少という観点でも外せない項目である。地方創生の総合戦略における人口のキーワードとして、位置づけをしていかなければならないと考えていると答弁がありました。

次に、茨城県牛久市の行政改革の取り組みについては、牛久市の朝の会は決裁を受ける場であるとともに、人材育成に主眼を置いた場である。当市での部・課長、係長を含めての人材育成はどのように行っているのか、地域活動を含めた取り組みはどのようになっているかという質疑に対し、体系的には人材育成の基本方針、研修計画に沿って進めている。階層別の研修、専門研修のほかには、OJTが効果的であると考えている。職員がそれぞれ役割を果たすことだけでなく、ほかの職場に関心を持ち、応援体制、連携をとれるような職員を目指していきたい。

市長からは地域に出て、地域の方々と意見交換する中で、職務に反映しなさいと指示を受けているが、地域や年齢で差異がある。参加率が100%に近くなるまで進めていきたいと答弁されております。

牛久市では、年功序列の完全撤廃を行っている。人材育成と勤務評定に力を入れて、昇任試験なども取り入れている。専門的職員の配置、課長になるまでの経験の積み重ねにより、専門性を高めなければならない問題などを含めて、思い切った人材登用の制度を取り入れる考えはないかという質疑に対し、課長は業務全般について包括的に把握した上で統率しなければならないので、そのよ

うな人材が課長になり、部長になっていくという長い先を見ながらの人事配置を考え、人材育成を行っている。年功序列ではなく、適材適所の配置を心がけている。また、職員が自分自身がどのような職種に適しているか自己評価し、専門性を高め、役所人生の設計を行っていくことも1つの手法ではないかと考えていると答弁されています。

ここで年功序列ではないというが、完全なる年功序列ではないだけで、年功序列を基礎に持った能力評価の中で人事がなされているだけである。これは年功序列の範囲であり、牛久市では年功序列を完全に廃止しているところが全く違う。また、牛久市では昇任試験が行われていて、主事2級から主任3級、主任は係長クラスということですが、ここに昇格するには、試験に合格しなければならないことになっていて、年功序列の完全廃止の中での評価基準も明確になっている。当市でも、誰もが納得する評価基準を考えるべきだがか。

また、勤務評定の勤勉手当への反映については、どのように考えているかという質疑に対し、一生懸命やっている職員が適材適所で配置され、給与にも反映できるということが公平な手法であると考えている。当市において、誰もが納得する違う手法があるのか検討したい。勤勉手当への反映については、国の制度化の中で取り組んでいかなければならないと考えていると答弁がありました。

次に、2月3日の委員会では、委員からの提案事項の6分類のうち、1、組織・マネジメントの見直しについて、2、資産・債務改革について、3、その他について調査を行った後、毎年、ローリングの糸魚川市第2次行政改革実施計画（案）について調査を行っております。

組織マネジメントの見直しについては、4月からの組織改革について説明があった後、質疑に入りましたので、主に新しく設置される定住促進課についての質疑、意見が多く出ています。

委員より、課の名称について、人口対策課の下に定住促進係ではないかという意見が多く出されましたが、人口対策は庁舎全体で取り組む課題であるが、定住促進課が最前線で取り組む成果主義の課である。これまでを踏まえて実践的な課として、3年間で成果の出るところまでいきたい。理事者のリーダーシップで各課の意識を高めながら定住促進課で取り組ませていただき、問題があれば改善しながら進めていきたいと答弁されています。

どのような組織をつくっても完璧ということはなく、何がしかの問題は必ずある。その時々組織の問題点を認識して、横の連携を高めた運用を図ることが重要であると意見が出されています。

資産・債務改革については、公共施設マネジメントについて提案され、審査しています。

委員より、公共施設の耐震化等にめどがつき、一定の区切りを迎えている。公共施設の維持修繕、更新、統廃合を計画的に行っていく公共施設のマネジメントシステムが必要である。日本一の子どもを育むためにはスポーツ施設も重要であり、多様な可能性に対応した、魅力ある施設整備が求められる。学校の統廃合を含めた将来計画を立てるべきだが、いかがかという質疑があり、基本的にそのとおりである。耐用年数だけによる整備ではなく、まちづくりの観点からの計画が必要であり、市の施策のポイントとなる。学校の統廃合については、学習環境、保護者、地域社会の考え方の中で判断していきたいと答弁されています。

大きな分類のその他のうち、政策重視の行政改革の推進については、市長3期目の公約について行政に実現の感覚が薄い。議会ですらはっきりと理解できない面があるので、見える化を図るべきであるがかという質疑に対し、総合計画の観点から数字で示して見える化を図り、進行管理を行って、さらに検証可能な目標指標の設定を行っていただきたいと答弁されています。

3つの政策は、行政自前の処方せんで難しくて理解しにくい。民間手法を取り入れた計画、指標の策定をすべきである。また、書いた計画どおりに行っていないと思うが、それは計画が実地に合っていないのと、末端まで行き渡っていないためである。この繰り返しでは、うまくいかないと思うがいかがかという質疑に対し、交流人口の拡大は、行政、観光協会、民間事業者の連携が重要であり、観光協会の力アップにより、パイプ役を果たしてもらいたいと思っている。事業者の笑顔と挨拶によるおもてなしが重要と考えている。計画については行政が考えたものから、市民協働でワークショップなど取り入れた手法で計画策定するようにもっていききたいと答弁されています。

3つの政策にかかわる行政改革手法について、担当各課の考えはいかがかという質疑に対し、0歳から18歳までの一貫教育による日本一の子どものづくりについて、教育委員会より、前半5年間を終えるに当たって、後半5年間の方針見直しを行っている。幼・保、小学校から中学校へのギャップ極小化への流れは進んでいる。縦軸は大丈夫になっているので、教育懇談会等で学校、保護者、地域、ボランティアのつながり強化と、目標を数値化する中で保護者へのPR、周知を図っていききたいと答弁されています。

世界ジオパークによるまちづくりについて、交流観光課より、観光全般について成果指標をはっきりしていきたい。交流人口300万人は達成可能としていきたいと答弁されています。

チーム糸魚川による交流人口300万人と定住人口4万7,000人の達成、これは30年後ということですが、これについて企画財政課より、チーム糸魚川の考え方を明確にしていかなければならない。当面、糸魚川応援隊の拡大を図り、移住定住の数値目標の設定により促進していきたいと答弁されています。

次に、行政改革の具体策について等では、女性職員の登用には環境整備が必要である。女性を重要な人材として育てる仕組みとして登用後のフォローも必要であるが、どのように考え、体制は整っているのかという質疑に対し、ハッピーパートナー事業所として男女格差のない登用をしたい。登用後は、周りの職員が女性特有の生活環境をフォローできるようにする。順序立てて自覚を持たせて、人材育成を行っていききたいと答弁されています。

副市長2人体制について、市長不在の状況が多いことから考えるべきではないか。また、部長制のあり方とあわせた意見だったが、部長制は機能しているのか。部長が部内のことを全て把握できているかという質疑に対し、副市長2人制は他市の例はあるが、現在のところ考えていない。部長制は、3部長、教育次長とあわせて、だんだん効果が出てきた。部長により個性があり、議会答弁を含めて対応は一律ではないが、部内での大きなものは部長が判断していると答弁されています。

大学連携について、先進地調査では大学研究機関との連携により施策の推進を図っている。当市でも大学研究機関との連携により、目指すべき政策について生きた情報の取り入れを図るべきではないかという質疑に対し、上越看護大学や早稲田大学マニフェスト研究所との連携を図っていて、効果が上がっていると答弁されています。

次に、糸魚川市第2次行政改革実施計画（案）についてですが、実施計画についてはこれまでも審査を行い報告していますので、委員からの意見をまとめたものを報告します。

質疑応答の後、委員からは、第2次実施計画では、これまでの委員会審査が十分に配慮されている。行革のエンジンがかかりつつあると感ずる。部分的に進歩があるが、変わらない部分もある。これからが大切なので、永遠の課題として引き続き行政改革に取り組んでももらいたい。何度も同じ

意見を言ってきたが、人員削減や経費削減だけではなく、将来を見据えた改革が重要である等の意見が出されています。

ほかにも熱心な質疑が交わされていますが、報告を省略いたします。

冒頭にも説明しましたとおり、当委員会の結審に当たり、行政改革に関する提言書を議長より市長に提出してもらうこととしておりますので、提言書の案文を読み上げ提案とさせていただきます。行政改革に関する提言書。

合併後10年を迎えて合併特例措置も終わり、糸魚川市も他の地方自治体同様の厳しい時代を迎えることになりました。国の地方創生施策の実態と効果はこれからですが、いよいよ地域間競争は激しくなることは明白であり、米田市長の唱える30年先も持続可能なまちづくりには、先進的、効率的で競争力の高い行財政経営が求められます。それには職員の一人一人が個の力を高めて、その能力を十分に発揮し、人の集合体である糸魚川市の総力を高めていかなければなりません。

市長の強いリーダーシップを基本に、職員の意識改革を推進し、行政のあらゆる分野で無駄を排除し、効率を高めて市民サービスの向上と糸魚川市全体の活性化を図っていく必要があります。

以下の具体的行政改革施策を推し進めることを強く提言いたします。

#### 1. 職員の意識改革・能力開発について。

- (1) 職員の意識改革は、行財政改革の基本である。市長の強いリーダーシップにより、職員の意識改革を推進すること。
- (2) 職員の勤務評定制度を充実し、人材育成を図るとともに、人事異動、勤勉手当への反映を含めて、建設的に努力した職員には報いる制度を充実すること。
- (3) 朝礼の実施とその充実により、職場全体の能力向上を図ること。課題の共有と協力、マネジメント力、コミュニケーション力のアップと職場の雰囲気改善を図って、組織としての機能、能力を高めること。
- (4) 茨城県牛久市の朝の会を参考にした政策立案、企画力の向上と、自己研さんの仕組みを構築すること。日常の企画、提案実務が直接人材育成につながる制度であり、十分に検討して糸魚川市に合った仕組みにつくり上げること。
- (5) 年功序列の完全廃止を積極的に検討すること。牛久市では完全廃止を行い、職員には能力主義が常識となって定着している。年功序列の廃止は、職員の適正配置だけではなく、意識改革に大きな力を発揮し、個と組織の能力を高めるので、前例踏襲主義を打破した取り組みを行うこと。

#### 2. 業務改善について。

- (1) 改善活動を今以上に充実し、日常的に現状に甘んじない改善の必要性を認識した意識を持って取り組み、機会を捉えて水平展開していく仕組みを構築すること。
- (2) 情報の電子化によるさらなる事務事業の効率化を図ること。当市で既に取り組んでいる以上の成果を上げるためには、先進事例を参考にして、踏み込んだ調査と検討によるさらなる改善や、国や県との統一ソフトの提供も含めた連携を図ること。
- (3) 事務事業評価の外部審査を検討すること。

#### 3. 民間委託等の推進。

- (1) 糸魚川市公の施設指定管理者選定委員会において、候補者の審査と市長への報告、業務評

価等を行っているが、審査、評価の方法、直営施設を含めた対象施設の範囲について、さらなる検討と改善を図ること。これには施設の性格別分類と、それに合った評価方法、モニタリング調査等の検討を含める。

(2) 本庁業務を含めさらなる業務効率化、民間委託の対象を整理し、外部委託等の計画を策定すること。特に、今後は市当局の視点だけでなく、既に先進行政で取り組んでいる事例なども検討材料にした協議も行うこと。

(3) 保育園の民営化、学校給食の民間委託、上下水道における包括業務委託などの可能性について調査研究の上、可能なものに取り組むこと。施設の性格による指定管理者制度の適・不適についての検討も行うこと。

#### 4. 組織・マネジメントの見直し。

(1) 平成27年度より定住促進課を新設する方向性が示されたが、どのような組織機構にも必ずある問題点を認識した上で、よりよい組織、マネジメントへの改善を目指すこと。組織の弱点を補うためにも担当部署を超えた連携が重要であることを全職員が認識して、横断的業務連携を図ること。特に、企画力の向上に特段の配慮をすること。

#### 5. 資産・債務改善。

(1) 公共施設マネジメントシステムを構築すること。多くの公共施設の維持修繕、改築、統廃合を含めた長期の公共施設マネジメント計画を定め、中・長期財政計画、地域活性化計画の基本とすること。

#### 6. 政策重視の行財政改革の推進。

(1) 市長が掲げる政策に沿った行政改革を行うこと。コスト削減のみの改革ではなく、地域の活性化のための希望ある行政改革と、選択と集中による事業推進の成果について将来像として市民に示しながら推進すること。

(2) 大学研究室、研究施設との連携による人材育成と行政改革の推進を図ること。行政改革の先進的取り組みをしている自治体の多くは、大学の研究室等との連携を図っている。当市においても同様の取り組みを検討して、政策重視の行財政改革を行うこと。

以上であります。

なお、ただいま読み上げました提言書については、本定例会初日2月23日の本会議終了後、委員会を開催し、承認されたものであります。

以上で、行政改革特別委員会の付議事件調査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については委員長報告のとおり了承し、行政改革特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

日程第4．新幹線・交通網対策について

○議長（樋口英一君）

日程第4、新幹線・交通網対策についてを議題といたします。

本件について調査が終了していますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一新幹線・交通網対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

古畑委員長。〔20番 古畑浩一君登壇〕

○20番（古畑浩一君）

おはようございます。

それでは、新幹線・交通網対策特別委員会、結審の報告をこれよりさせていただきます。

当特別委員会は平成25年6月18日、市議会定例会において設置され、付議事件として、

（1）北陸新幹線駅周辺整備の推進と活用について、（2）北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大糸線の活性化対策について、（3）地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格について、（4）姫川港の整備促進についての4点について、調査及び要望活動を行ってまいりました。

この間、特別委員会の開催19回、先進地視察を3回実施しております。

また、要望活動につきましては、国土交通省をはじめ新潟県、富山県、東日本旅客鉄道株式会社本社及び新潟支社、えちごトキめき鉄道株式会社に対して行い、小谷村、白馬村、大町市、糸魚川地域振興局、西日本旅客鉄道株式会社糸魚川地域鉄道部、鉄道・運輸機構糸魚川建設所・糸魚川鉄道軌道所、明星セメント株式会社、電気化学工業株式会社で情報収集し、えちごトキめき鉄道株式会社をはじめ糸魚川商工会議所、新幹線糸魚川駅市民フロア検討委員会、糸魚川市観光協会、大糸線・北陸線を守る会、押上新駅設置連絡会等、関係各団体と意見交換を実施いたしました。

そのほかに議長、正副委員長による、新幹線停車本数の確保及び速達型の停車、より利便性の高い列車ダイヤ編成や、経営分離される並行在来線への対応等を求める要望活動も糸魚川市行政はもちろん、上越3市、富山県滑川市以東の3市2町、長野県小谷村、白馬村などの隣接各議会と連携し、議会決議や合同要望書による要望を精力的に行ってまいりました。

内容につきまして詳細についての報告は、ここでは割愛をさせていただきます。

結審に当たり、各付議事件に対して意見集約を行っておりますので、ご報告申し上げます。

1点目の北陸新幹線駅周辺整備の推進と活用については、新幹線運転本数は、東京－金沢間速達型の「かがやき」10往復、停車型「はくたか」が東京－金沢間14往復、長野－金沢間が1往復、富山－金沢間のシャトル型「つるぎ」18往復、東京－長野間の「あさま」16往復で、糸魚

川駅には「はくたか」型のみ上下線合わせ計30本で、おおむね1時間に1本、始発・終電などの利便性もおおむね確保されたものの、新潟県内駅には速達型が1本も停車しないことから、速達タイプ「かがやき」の停車を強く求め、新潟県、上越市、妙高市とともに沿線3市及び議会で強く抗議いたしました。決定は覆ることができませんでした。

JR東日本・西日本ともに、航空機との時間競争の面からも東京—金沢間の速達性を優先する。将来的には、利用客数により考慮するとの回答であり、利用客数の増によっては速達型の停車もあり得るとした反面、減少した場合には、「はくたか」の停車数の減少もあるとしております。

また、開業と同時に経営分離となる在来線においても、特急「はくたか」「北越」が廃止となり、代替として新特急「しらゆき」の運行が示されましたが、本来、北陸本線を走っていた特急が、新潟—上越妙高駅間5往復の運行となり、新潟—糸魚川間は特急はゼロ、快速列車も新潟—新井間の2往復に対し、新潟—糸魚川間は1往復のみとなり、糸魚川駅の利便性が大きく損なわれるという厳しい結果について、容認できないとして見直しを求める議会決議もなされ、同様に抗議活動も行いましたが、これも覆ることはできませんでした。

委員会といたしましては、JR東西の経営方針もあるが、日本海側の大動脈としての北陸本線の利便性の低下は、公共交通網の意義に疑問を持たざるを得ず、糸魚川駅の利便性の低下は拠点性を損なうばかりか、新幹線の利用客数の減少にもつながり、将来的に新幹線の停車本数にも悪影響を及ぼすことは必至であり、新幹線開業を機に交流観光の増大を見込むまちづくりだけではなく、通勤通学など市民生活においても多大なる影響が懸念される。そして県土分断の危惧が現実になるとして運行計画に抗議するとともに、新潟県内駅への速達型列車「かがやき」の停車及び、在来線より利便性の高い運行計画の策定を今後においても強く要望していくべきとしております。

駅周辺整備の推進と活用については、新幹線駅1階部分を市で借り上げ、観光案内所、ジオパークの情報発信の場として整備、大小モニター配した情報提供や、小滝川ヒスイ峡を模した明星山スライダー、ボルダリングコーナーを設置するなど、大人から子供まで楽しく学べる工夫がなされ、隣接する待合室には、レンガ車庫3連アーチを再現したモニュメントを外部に建設、牽引式で移動できるキハ52の展示がなされ、さらにHOゲージとNゲージ2種類の大型鉄道ジオラマ模型、株式会社タカラトミーとタイアップしたプラレールコーナーも設けられ、2月14日のオープンから1日平均にすると約1,000人、1カ月に延べ3万人が来場したとのことであり、北口商店街では、懸案であったアーケードの建てかえ工事も完了しております。

年間を通じたカウントダウンイベントや開業前夜祭など、開業当日に行われた「おみちようプロジェクト」などにより、市内外より3万人を超える観客、利用客が押し寄せ、活況を呈したところであります。

しかしながら北口商店街の空き店舗対策、南口駅周辺の多数の空き家活用策など現状に大きな変化はなく、開業後の新幹線時代に対応した都市計画のおくれを指摘するとともに、商店街の活性化、市道糸魚川駅南線に面した空き家対策、及び利用計画策定の必要性を求めています。

また、ジオパル、鉄道ジオラマ模型の管理運営については、予想以上に手間と経費が必要となる見込みで、費用の増大につながらないよう愛好者を募ったボランティアやNPO団体発足など、効果的な施策を講じるべきであります。

広域観光の推進という面では、金沢が能登半島と、富山が飛騨高山と、黒部が宇奈月温泉と、上

越妙高が十日町市、佐渡市、柏崎市と越五の国連携により、それぞれ広域観光連携を進めている現状に対し、糸魚川市も長野県、富山県の近隣自治体と北アルプス日本海広域観光連携会議を発足させ、広域観光の推進を進めておりますが、協力連携体制が甘く、具体的な誘客プランやメニューの策定を急ぐべきである。また、佐渡観光が優先されるなど、どのような経過があるにせよ、越五の国に加わるべきであった、あらゆるルートを求めて誘客路を拡大すべきであるとの提言もいたしております。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線と大糸線の活性化対策については、経営分離される並行在来線の運営は、第三セクターとして平成22年に新潟県と沿線3市の出資により設立され、平成24年にえちごトキめき鉄道株式会社と社名を変更。北陸本線、市振一直江津間60.3キロメートルを日本海ひすいライン、妙高高原一直江津間38キロメートルを妙高はねうまラインと称し、3月14日に営業を開始しております。

会社の経営基本計画に対し、2両編成以上の電車による運行を求めましたが、周辺人口、現行の利用者数、将来推計や交直切りかえポイントのデッドセクションが糸魚川－梶屋敷間にあること、交直両用列車の費用が大ききことなどを理由に車両は新型のディーゼル車となり、朝夕のラッシュ時は2両編成、そのほかは1両編成とする決定は変更されませんでした。

委員会として、長大トンネルがある区間であり、ディーゼル車両では事故の場合、火災発生のおそれがあること。朝夕のラッシュ時は、現在、3両編成でも混み合っている現状から、2両編成では混雑が予想されること。運賃収入の減少については、市振一直江津間を走るJR貨物の使用料収入が、えちごトキめき鉄道の運賃収入総額の倍以上見込まれることなどから利便性の向上、安全性の向上を求めましたが、いずれも方針変更に至らず、残念な結果となっております。

しかし、運賃については当初の1.3倍から5年間の据え置きとなり、運行本数については糸魚川一直江津間で6往復の増、あいの風とやま鉄道からは糸魚川駅までの直通列車2往復が運行するなど、要望活動は無駄ではなかったと思われます。

また、えちごトキめき鉄道出発式で列車出入り口とホームとの段差が大きく、お年寄りや子供など転落事故のおそれがあると指摘しており、今後とも利用状況を見きわめ、改善要望を続けるとともに、開業後1年以内に導入されるリゾート列車の活用、大糸線との連携、糸魚川駅のみならず沿線各駅の魅力アップ事業や、観光拠点との2次交通の整備拡充をするべきとしております。

また、住民要望の強い新駅建設については、基礎調査では糸魚川－梶屋敷間の押上地区で収支差額が黒字となっており、駅建設に当たっては県からの補助を仰ぎ、財政負担軽減策を講じるべきとしております。

このほかにも多方面で調査しておりますが、時間の関係で省略をさせていただきます。

次に、姫川港の整備促進については、地方港湾整備に対する国の予算全体の枠組みが減少したことから、一時的に整備費が落ち込んだ時期もありましたが、これまで比較的順調に整備が進められてきております。

整備工事は平成28年度で完了予定であったものが、しゅんせつ土砂がかたいことなどにより、処理費で約13億円の増額が必要となったため、若干、先送りする見込みであります。ことし2月には、要望していた小型船だまり等を整備する港湾計画の変更もなされたところであります。

今後の課題としては、港湾計画の変更により増額が見込まれる事業の予算措置、狭隘化著しい港

湾エリアの見直し等がありますが、県、市及び港湾関係者とともに、議会としても整備促進に対する思いを共有し、着実に整備を進めていく必要があるところであります。

次に、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格については、県道西中バイパスの工事は進められておりますが、高規格道路として大きな動きがないのが実態であります。

議会としても行政側に同行し要望活動をする中で、早期の着工を要望し続けてまいりましたが、新潟県としては、年々減額される土木費により予算獲得が難しいとのことではありますが、産業用道路としてだけではなく、7. 1 1 水害を教訓に災害に強い道路建設は、沿線住民の生命、財産を守るためにも不可欠な道路であります。

このたび北陸新幹線が開業し、1つの大きな区切りとなりました。北アルプス日本海広域観光連携会議等により、沿線自治体等との連携を深めていく中で、今後は高規格道路の整備が促進されるよう新潟県への働きかけを継続していくとともに、従来とは違ったアピール方法や、国土交通省直轄による道路整備についても模索する必要があるところであります。

特別委員会の結審に当たり、構想から47年の長期にわたった北陸新幹線東京ー金沢間の開業を見届けることができましたのは至上の喜びであり、議会の先人たちと幾度も繰り返された長い要望活動を振り返れば、万感胸に迫る思いです。

北陸新幹線時代の到来、悲願の新幹線開業の瞬間を歓喜で迎えた糸魚川市民ですが、一方で、北陸自動車道開通後のように衰退するのではないかと不安を持つ市民も多く、改めて多大な事業費、建設費負担に見合う新幹線効果を発揮できますよう、さらなるまちづくりを推進していただけますようご祈念を申し上げます。

終わりに、約2年間にわたり当市の重要事項の調査及び要望活動をいただいた議長をはじめ特別委員会の委員各位、糸魚川市行政、並びに要望活動にご協力をいただきました上越3市はじめ、富山県、長野県の関係市議会、町議会のご協力に心から感謝を申し上げ、これをもって結審報告とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については委員長報告のとおり了承し、新幹線・交通網対策特別委員会を結審することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承し、結審することに決しました。

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

〈午前10時59分 休憩〉

〈午前11時10分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を開きます。

日程第5．議案第15号から同第40号まで及び議案第63号

○議長（樋口英一君）

日程第5、議案第15号から同第40号まで及び議案第63号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

委員会審査報告をいたします。

本定例会において総務文教常任委員会に付託となりました本案は、去る3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査における主な内容についてご報告いたします。

初めに、議案第15号、同第20号、同第21号及び同第25号の4議案については、いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴うものであり、一括議題として取り扱いました。

今回の法律改正は、教育委員長と教育長を一本化し、新たに教育長として常勤の特別職と規定し、任期は3年であります。

委員より、教育委員長と教育長の一本化が図られた場合、教育委員会委員の数はどうなるのか。また、今までの教育委員会制度と比較した場合、教育の政治的中立性が確保できるのかどうか伺うとの質疑に対して、新教育長は常勤特別職となり、教育委員は4人となる。したがって、教育長及び教育委員4人の構成となるが、この5人の合議制により会議が進められる点は、今までと変わらない。

また、教育委員会の政治的中立性の確保については、総合教育会議の設置が義務づけられ、そこに首長が入り協議、調整は行うものの、最終的な執行権限は教育委員会にあるとの答弁であります。

その他、活発に意見が交わされましたが、割愛いたします。

なお、この改正は、現教育長の任期終了後に施行されるものであります。

次に、議案第16号及び議案第33号については、糸魚川市総合計画に関する条例制定について

であり、関連しておりますので一括議題として取り扱いました。

これにつきましては、12月定例会の所管事項調査報告でも申し上げたとおり、今までの総合計画は10年間でありましたが、社会経済情勢が激しく変化してきているだけに、今後の総合計画については7年間とし、実質的には5年間で計画を見直すとしています。

若干の質疑がありましたが、重複いたしますので割愛いたします。

次に、議案第18号、糸魚川市いじめ防止条例の制定については、いじめ防止対策推進法に基づきいじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処のための基本となる事項を定めたものであります。

委員より、この条例ができたから必ずいじめがなくなるということではない。この条例の意義、意味をしっかりと認識し、どのようにして学校現場に周知していくのか伺うとの質疑に対して、いじめ防止基本方針、いじめ防止等の行動計画とあわせ、校長先生をはじめ各学校の生徒指導担当に周知していく。また、昨年同様、全員研修を実施し、いじめ防止の意識を高めていきたいとの答弁であります。

なお、関連して、いじめ問題専門委員会の調査状況について質疑がありましたが、報告結果について、いま一度、再発防止に向け検討しなければならない点があり、結論が出た段階で議会に報告したいとの答弁であります。

次に、議案第19号、糸魚川市教育研修センター条例の制定については、旧今井小学校の一部を活用して、新たに教育研修センターを設置するものであります。

委員より、市内にはフォッサマグナミュージアムに理科教育センター、また、ほかにも教育研修施設がある。それら施設の使用目的について伺うとの質疑に対して、理科教育センターはフォッサマグナミュージアム内に設置してあるが、そこでは実験研修が非常に難しいため、実験センターとして旧今井小学校を使用したいものである。また、教育相談センターについては、子供たち、保護者の相談施設として活用するものであるとの答弁であります。

次に、議案第22号、同第23号については、糸魚川中学校、糸魚川東中学校で発生した学校給食会計不正経理に対し、県教育委員会から関係職員の処分決定を受け、それらを考慮し、市長、副市長並びに教育長の給与を減額するための条例改正であります。

委員より、それぞれ幾ら減額されたことになるのか。また、合併後における減給処分は、これで何回になるのか。加えて県の処分対応と比較した場合、この決定は重いと考えるかとの質疑に対して、市長は100分の10、1カ月で8万4000円、副市長は100分の5、1カ月で3万9000円、教育長は100分の10、2カ月で11万3,000円となり、減給処分の回数については、市長が5回、副市長4回、教育長は3回となる。

また、県の教育委員会から出された関係職員の処分と比較した場合、このたびの処分は重いものと考えられるとの答弁であります。

なお、委員からは、処分回数の多さに対し厳しい意見が出ております。

次に、議案第26号については、国の給与制度の総合的見直しにより、県の一般職職員の改定に準じて給料を引き下げるものであります。

今回の給料表の改正は、世代間の給与配分の見直しが一番の理由であり、若手職員は若干のアップ、また、50代後半の職員は下がることになり、総額では年間約540万円の減額になります。

次に、議案第28号、同第29号については、寒冷地手当及び特殊勤務手当の見直しであり、関連がありますので一括議題として取り扱いました。

議案第28号については、国における寒冷地手当支給地域の見直しに準拠し、支給地域を拡大するものであり、現行の青海地域から糸魚川市全域が対象範囲となったことより、支給対象職員は54人から551人に、また、支給総額は338万8,000円から3,592万6,000円、職員1人当たりの平均支給年額は6万5,201円となる見込みです。

これを受け質疑に入りました。委員より、今まで青海地域だけが、なぜ対象となっていたのか。今回の見直しで対象職員は約10倍、支払総額も10倍になる。これはどういうことかとの質疑に対して、今回の寒冷地手当については、国の寒冷地手当の支給見直しによるものであり、気象庁の情報をもとに国の基準に当てはめて決めたものである。これについては職員の人件費分ということで、交付税の算定に含まれるものと考えているとの答弁であります。

その他、活発に質疑、意見が交わされましたが、割愛いたします。

なお、議案第28号については、起立採決を行った結果、起立多数により原案可決であります。

次に、議案第30号及び同第31号については、それぞれ組織機構の見直しに伴うものであり、一括議題といたしました。

議案第30号は、新たに定住促進課を設置することにより、分掌事務の所管を変更するための条例改正であり、議案第31号は、行政改革推進委員会の担当課が総務課から企画財政課に移行し、また、都市整備課が建設課に統合されることにより、都市計画審議会の担当を建設課に移行するための条例改正であります。

委員より、このたびの改正案では、行政改革推進委員会の所管課が、総務課から企画財政課に移行することになる。行革の担当課が変わることになり疑問を感じる。やはり行政改革は行政全般にわたるだけに、企画財政課が所管することはなじまないのではないかとの質疑に対して、今回の条例改正は、行政改革推進委員会の事務局を総務課から企画財政課に移管するだけのものであり、行政改革そのものは、総務課及び企画財政課に大きくかかわっている。しかし、長期財政見通しの作成をはじめ公共施設の総合管理計画の策定など、企画財政課にかかわる部分もあるだけに、まずは統括部門を企画財政課に置き、総務課と連携する中で推進していきたいとの答弁であります。

次に、議案第32号、糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定については、国の行政不服審査法の改正に伴い、国民の権利、利益保護のために手続を整備するものであります。

具体的には、法律に違反している事業者に対する処分等の権限を持っている行政庁に対して、誰でも必要な調査や処分を申し出ることができるという改正であります。

若干の質疑が交わされましたが、割愛いたします。

次に、議案第35号については、基金条例の一部改正であり、現在ある能生地域の自治振興基金をふるさと能生創生基金に変更し、また、青海地区振興基金を青海地域地区公民館支館整備基金とレンガトンネル整備基金に、それぞれ積みかえるものであります。

なお、変更後の基金につきましては、今までは地域審議会の所管事項としてきましたが、今後については他の目的基金と同様、地域審議会の議論を経ず、市長の財政運営上の判断で予算審議を経て決定することになります。

次に、議案第39号は、消防団員の確保を図るため、消防団員の資格要件を緩和する条例改正で

あります。

現在、糸魚川市においては、消防団員の定員1,190名に対して1,068名であり、122名不足しております。全国的に消防団員が不足している中、当地域にとっても重大な問題であります。

委員より、中山間地域における消防団の確保が難しくなっているだけでなく、市街地でも定数の見直しが必要であると思う。万一、火災等が発生した場合の対応を考えれば、定数の考え方、団員確保のための環境整備、募集の仕方についても検討しなければならないと考えるがどうかとの質疑に対して、確かに消防、防災力の弱い地域がある。今後の消防団組織体制の見直し、また、団員確保をどのように図るか、全体を捉えた中で検討していくとの答弁であります。

以上で、総務文教常任委員会審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

議案第28号、糸魚川市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

今も委員長報告にありましたけれども、数、金のあまりの激変もさることながら、それと同じぐらい、あるいはそれ以上に、国に準拠という一遍の流れで、こういった激変が進められていいのか。あるいは、肝心の地方が動かされていいのかどうかを私たちに問う事案として本件を捉えるのです。

地方の創生が盛んに言われております。その中、本件は根っこから、あるいは足元からの地方創生を私たちのものにする事案としてどう捉え、どう対応し直すべきか。こういった機会の1つとして私は捉えたい、提言させていただきます。

以上の理由により本件、議案第28号、糸魚川市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（樋口英一君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第15号、20号、21号、22号、24号、25号について、反対討論を行います。

議案第15号、糸魚川市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、議案第20号、糸魚川市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号、糸魚川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、糸魚川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例改正とのことでもあります。

現行では、議会同意を得た教育委員が選出された教育委員の中から教育委員長を選び、教育長を任命します。新しい制度では教育委員長をなくし、議会同意は得ますが、教育委員でない市長任命の教育長が会務を総理し、教育委員会を代表すると同時に、事務局の指揮監督を行うというものであります。任期は3年ということでもあります。

市長が招集する総合教育会議も含め、市長の教育に対する権限が大幅に拡大することになります。国民を戦争に動員するため教育が利用された反省から、教育委員会制度の独立性がうたわれていたわけではありますが、国、行政の意のままの教育委員会にしようとする制度改定と言わざるを得ないものでありますので、これらの議案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第15号、糸魚川市教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第16号、糸魚川市総合計画条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第17号、糸魚川市、西頸城郡能生町及び同郡青海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第18号、糸魚川市いじめ防止条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、糸魚川市教育研修センター条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第20号、糸魚川市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第21号、糸魚川市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第23号、糸魚川市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第24号、糸魚川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第25号、糸魚川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第26号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

+

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第27号、糸魚川市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第28号、糸魚川市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第29号、糸魚川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第30号、糸魚川市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第31号、糸魚川市行政改革推進委員会条例及び糸魚川市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第32号、糸魚川市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第33号、糸魚川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第34号、糸魚川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第35号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号、糸魚川市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第37号、糸魚川市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたしま

+

す。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第38号、糸魚川市農村コミュニティ広場条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第39号、糸魚川市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第40号、辺地に係る総合整備計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第63号、財産の取得についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第41号から同第43号まで及び議案第53号から同第55号まで

○議長（樋口英一君）

日程第6、議案第41号から同第43号まで及び議案第53号から同第55号までを一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

当委員会に付託となりました本案について、休会中に審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の過程においては幾つかの質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

また、結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、全ての議案について原案可決であります。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第41号、糸魚川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第42号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第43号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第53号、平成26年度糸魚川市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号、平成26年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第55号、平成26年度糸魚川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7．議案第44号から同第51号まで及び議案第56号から同第58号まで

○議長（樋口英一君）

日程第7、議案第44号から同第51号まで及び議案第56号から同第58号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

本定例会初日に、市民厚生常任委員会に付託されました本案について、3月9日に審査が終了し

ていますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告申し上げます。

まず、議案第44号、糸魚川市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に規定する経過措置に関する条例の制定については、全国一律の予防給付のうち、訪問介護と通所介護を地域支援事業の介護予防、日常生活支援事業で実施することになり、体制整備に十分な時間が必要なため猶予期間を定めたいとの説明に対し、2年間の猶予期間ということだが、今は待ったなしの状況であり、本気で取り組んでいかないと地域の介護体制がとれない。今後、市民の皆さんの力を借りながら、2年間で何をやるのか具体的に伺いたいとの質問に、平成26年度の準備期間として、社会福祉協議会やシルバー人材センター、NPO法人など各種介護事業所等に総合事業の説明や協力依頼のお願いをしてきた。また、新潟県作業療法士会や日本柔道整復師会糸魚川支部の代表の方から、それぞれ総合事業について専門職として協力をしていきたいという申し出もあった。また、他の事業所では、総合事業の検討をしているなどの相談も寄せられているなど、来年度からは各種団体の方や市民の皆様からも協議会のメンバーに入っていたら、協議を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第46号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、委員から、介護福祉士等資格を取った本人が得られるメリットは何か、また、糸魚川市のメリットはあるのかとの質問に対し、今回、対象となる介護福祉士の場合、資格を取得することによって臨時職員から正職への登用や、施設内では介護従事者に対する指導的立場になるなど、資格を追加することでのメリットが見込まれる。また、市のメリットとしては、全体的な介護の質を上げるといふことで、市民へのサービスの向上につながるものと考えているとの答弁がありました。

また、その他の議案では、若干の質疑がありましたが割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第44号、糸魚川市地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に規定する経過措置に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第45号、糸魚川市診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第46号、糸魚川市医療技術者修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第47号、糸魚川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第48号、糸魚川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号、糸魚川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号、糸魚川市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第51号、糸魚川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第56号、平成26年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第57号、平成26年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第58号、平成26年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

昼食時限のため13時まで休憩いたします。

〈午前11時59分 休憩〉

〈午後 1時00分 開議〉

○議長（樋口英一君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第8．議案第52号

○議長（樋口英一君）

日程第8、議案第52号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

松尾徹郎総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

松尾委員長。〔18番 松尾徹郎君登壇〕

○18番（松尾徹郎君）

本定例会において、総務文教常任委員会に分割付託となりました関係部分について、去る3月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

このたびの補正では、2款1項、総務管理費のうち、ふるさと糸魚川応援基金積立金を含む4つの基金積立金を除いては、各費目における減額補正及び財源変更が主なものであります。

若干の質疑が交わされましたが、特別報告する事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂委員長。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

当委員会に付託となりました関係部分について、休会中、審査を行っておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の過程においては若干の質疑がありましたが、特段報告する事項はありません。

また、結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

中村委員長。〔10番 中村 実君登壇〕

○10番（中村 実君）

当市民厚生常任委員会に分割付託となりました関係部分について、3月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

まず最初に、議案第52号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）の3款1項、社会福祉費の老人いこいの家事業では、ひすいの湯のいこいの家利用者は420円だが、いこいの家を利用しなくても420円で入浴できる。また、65歳以上はシルバーカードを発行してもらえば同じく420円で入浴が可能である。そうすると420円プラス550円の委託料ということになるのかとの質問に対し、いこいの家利用者は420円の支払いと、市から委託料として550円の支払いで合計970円になる。

委託料の金額については、高いか安いという問題があるが、本来、老人いこいの家は一般の休憩室以外に専用の居室を設け、テレビや湯茶などのサービスを加えて行うということで、普通のお客さんよりもサービスが上ということであるが、値段について550円が適正かということは、多少、考えるところはあるが、一般の休憩室よりもサービスが上ということで、ご理解いただきたいとの答弁があり、それに対し、老人クラブに入っていないけれども、普通の高齢者でもシルバーカードをもらえば420円に入れる。それなのに、なぜ550円足してやらなければいけないのか、そこが理解できない。糸魚川市で老人いこいの家をやるので、500円のところを420円で協力してくださいということであれば理解できるが、お金をつけて老人いこいの家をやるということは、ばらまきではないのかとの質問に対し、利用料と老人いこいの家の委託料がどうなのかと感じている。そういったことを踏まえて、新年度には、この制度設計全体を見直しさせていただきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、4款2項、生活環境費のごみ減量対策推進事業費では、委員から、コンポストや電動処理器の申し込み数量が当初予算よりもかなり少ない。特に、電動処理器のほうが金額としては大きいと思うが、普及がある程度、進んだということなのかとの質問に、1件を1世帯とした場合、普及率については12%程度、電動型のみで見ると4%程度ということであり、広報や各説明会等でも補助制度についても増額しているという説明をさせていただいているが、申し込みが少ないということは、必要とされる方のところに行き渡っていると推測されるが、ごみの減量については今後も力を入れて行く必要があることから、積極的に広報等で周知をさせていただきたいと考えているとの答弁がありました。

その他、多少の質疑がありましたが割愛いたします。

以上で、市民厚生常任委員会の報告を終了いたします。

○議長（樋口英一君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第52号、平成26年度糸魚川市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第9．議案第1号から同第14号まで

○議長（樋口英一君）

日程第9、議案第1号から同第14号までを一括議題といたします。

本案については休会中、予算審査特別委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

渡辺重雄予算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

渡辺委員長。〔3番 渡辺重雄君登壇〕

○3番（渡辺重雄君）

これより予算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に設置されました予算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算、議案第2号から同第12号までの特別会計予算11件、議案13号及び同第14号の企業会計予算2件の計14件であり、去る3月11日から13日まで、及び3月16日の4日間にわたり委員会を開催し、審査を行っております。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な内容につきましてご報告いたしますが、当特別委員会は議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、詳細な内容についての報告は省略をさせていただき、要点のみの報告といたしますことを、あらかじめご了承願います。

初めに、議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算についてご報告いたします。

歳出、2款、総務費、1項4目、チーム糸魚川推進事業では、委員から、今後の取り組みについてどのように進めていくかとの質問に、行政より、応援隊、ふるさとへの愛着等チームワークを高めていくために、今後、地方創生とあわせて進めていきたいとの答弁があり、さらに委員から、今までの取り組みでは弱い、本気で取り組んでいただきたいとの意見が出されております。

4款、衛生費、1項5目、医療対策費に関して、委員より、これまで糸魚川総合病院に対して緊

急病棟の整備や医師確保などハード・ソフトともに、さまざまな医療対策で高額補助金を支出してきておるが、ここへきて医師不足による具体的な支障も出てきており、状況は改善されておらず危機的状況であるという指摘があり、これに対して、当面は苦肉の策として糸魚川総合病院と能生国保診療所の間で連携して医師不足を補い、体制の確保を図ることとし、一方で、引き続き県や各大学に対し、医師確保に関し要請していくとの答弁がなされました。さらに委員からは、この状況を打開するためにも、国などの制度改正が必要であり、関係方面へ働きかけてほしいという意見もありました。

なお委員より、集約事項の提案があり、医療環境の危機的状況に関して、さらなる医療対策の努力を求めるといふ集約がなされております。

7款、商工費、1項2目、商工業振興費のヒスイ鉱物展補助金では、委員から、この事業に関しては、かつて自主自立を促す申し入れをし、平成23年から3年で廃止することになっていたという指摘に対して、昨年、新幹線開業を控え、もう3年継続するという要綱を作成して行っているとの答弁があり、その経緯を確認したところ、この事業の所管が変わったり、延長に関する説明をはじめ細かい説明がなかった点についておわびがあり、現在のヒスイ鉱物展は平成27年度までとし、平成28年度以降は自立してやれば実施し、そうでなければ平成27年度限りとすることにしたいという答弁がありました。

10款、教育費、8項3目、体育施設費の海洋センターの改修工事に関しては、昨年、施工上のさまざまな問題があった上、ことしの使用開始が7月とおくれる点に関し、委員より、早める方法も考えられるので、工程会議を行い検討してほしいとの意見には、施工上の問題もあるが、再度、検討して、できるだけ早く使用できるようにしたいとの答弁がありました。

柵口温泉事業特別会計では、権現荘の入り込み状況と予算の概要、リニューアル後の経営計画に関する資料の提出を受け、各委員からは平成30年度中の指定管理移行に関し、さまざまな角度からの意見が出され、特に、運営収支において年間2,000万円の黒字可能とする根拠や、指定管理者の選定に関する踏み込んだ意見に関しては、今後、所管の委員会で詳しく報告、説明をして、スムーズな移行につなげたいという答弁がありました。

そのほか各会計において多くの質疑が交わされておりますが、報告は省略をさせていただきます。

最後に、4日間、開始時間を早めたり、終了時間を延長するなど再三の日程変更にもかかわらず、委員各位並びに行政担当各位より議事進行にご協力をいただき、長時間にわたる熱心な審査の上、審査を終了することができましたことを、副委員長とともに感謝をし、お礼を申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

吉岡議員。〔15番 吉岡静夫君登壇〕

○15番（吉岡静夫君）

早速、入りますが、議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算、反対討論をさせていただきます。

全体的に各項目ごとに総ざらいして挙げて論を進めていけば、まさに枚挙に限りがありません。ということで、幾つかの事項、項目を拾い上げる形で、絞って進めさせていただきます。

まず、先ほどの議案第28号でも取り上げました市職員の寒冷地手当、これは各課にわたるものですが、先ほど申し述べたようにこの問題、行政の基本姿勢のあり方は、どうあるべきかといった問題であります。

次、3款、民生費に関連して、さきの予算委員会でも大きく取り上げられましたが、4目、老人福祉費でも明らかになったように、至るところで削減の波を受けております。確かに数字の上では2,000万円の前年比増となっておりますが、実は繰出金などの費目での増が大きなウエートを占めている。結局、実質前年比減、個々の弱者対応となると、手だては薄らいでいます。さらに5目の老人生きがい対策費、これは額面上でも対前年比約1割減となっております。

次、7款、商工費に関連して、ジオパーク関連としての東京事務所問題、金や費目の問題もさることながら、行政姿勢そのものにかかわる問題です。

まずその1つ、本来、総務的な位置づけで見るとべきが課、ジオパークという特定化された位置づけでよいのか。そういった足元、根っこ、基本が、極めてはっきりしておりません。

さらにいま1つ、あくまでも世界、あるいは日本のジオパークの全体に係るはずの事務所が、それらの中の単に1つであるはずの糸魚川の東京事務所に、それがいわゆる間借りであろうが同居、それ自体、基本的に大きな問題点だと断ぜざるを得ません。金多寡の面で捉えれば大きくないかもしれませんが、しかし、行政姿勢のあり方としては、極めて大きな基本的な問題です。そのこのところにごそ問題意識を持ち、対応すべきです。提言します。

さらにいま1つ、これら世界111、日本7の1つ1つが、4年に一度の再審査を受けることになっております、平等に、このことは盛んに言われてきました。であればこそ、この東京事務所問題、同居問題、おかしいと言わざるを得ません。まさに行政姿勢そのものが問われる問題だと私は思います。

次、10款、教育費に関連して、中学校学力向上支援事業、これはもう毎回言ってるんですが、しつこいくらい、大学へ行きたくても行けない者にとっては、まさに格差間の自覚。中学生海外派遣事業、ジオパークという特定事項を尺度としての不公平感の自覚、まして対象の一人一人は義務教育課程の生徒一人一人なんです。そういった、ある意味では弱い立場に立って考えるべき、対応すべき基本的な案件の1つだと私は訴えます。

以上、幾つかの事項、項目を拾い上げ列挙し、行政姿勢そのもののあり方、根っこ、足元、基本の見直しを訴えさせていただきました。これは提言です。

議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算案に対する反対討論とさせていただきます。

続いて、議案第4号、平成27年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算、反対討論をさせていただきます。

少なくとも本制度の見直し、是正は、これまで底流にありましたが、今はその動きもほとんどありません。そんな中で、私は愚直に見直し、是正の取り組みがあつてしかるべしと訴え続けてきました。今回も訴えさせていただきます。

よって、当案件、平成27年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論とさせていただきます。

いま1つあります。議案第6号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算、反対討論をさせていただきます。

本件は、これまでいろいろな形で取り上げられてきました。指定管理者制度、あるいは民意の問い方、あるいは生かし方に限りません。今回の予算特別委員会でもそうでした。中でも官と民のあり方、ホテル・旅館業的なものと福祉施設的なものをいまだごっちゃにしての作業、あるいは運営、かわり方を続けようとする事自体が無理があります。根本的な問題であります。

貴重な市費、しかも3億円、4億円という巨費です、金です、当市のあり方にかかわる行政姿勢上の基本的な問題です。そんな中での予算設定、執行段階の今日に至るも、今回の予算特別委員会での審査の中でも多くの問題点が噴出しました。それほどに多くの問題をはらんでいるということでもあります。少なくとも立ちどまる勇気が必要とあえて提言します。

以上、本件、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算に対する反対討論とさせていただきます。

以上です。

+

○議長（樋口英一君）

次に、斉木 勇議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

斉木議員。〔2番 斉木 勇君登壇〕

○2番（斉木 勇君）

清生クラブの斉木 勇です。

清生クラブを代表しまして、議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

当市にとりまして平成27年度は、北陸新幹線開業というビッグチャンスを最大限に生かしながら、国の地方創生の動向を的確に把握しつつ、最重要課題である交流人口の拡大と人口減少に対する取り組みをさらに進める年であると考えます。

一方で、限られた財源の有効活用を念頭に、効率的、効果的な事業の推進に努めることが必要であります。

合併後の10年を総括し、これまでの検証を行うとともに、30年先を見据えながら事業の見直しや再編を行い、次の10年に向けたターニング元年として位置づけられており、まさに適宜、適切な対応に心から敬意を表するものとして高く評価するものであります。

歳入につきましては、合併特例の終了により、平成27年度から地方交付税が段階的に縮減され

るとともに、市税の伸びも期待できない状況であります。

歳出については、インフラの長寿命化対策や消費税増税に伴う諸経費増額が、また、各種福祉関係費などの社会保障費の増大が予想される厳しい状況の中、平成27年度予算は適正な予算規模へ転換する段階を踏まえた予算編成として評価いたします。また、最重要課題である人口減少や少子高齢化への対応する施策、事業の充実に対し、重ねて評価をいたします。

重点施策1点目の活気とにぎわいを生むまちづくりでは、新幹線開業を生かし開業記念事業やキャンペーンが展開されるとともに、国の総合戦略にジオパークが位置づけられました。ジオパークの先進自治体としてジオパーク戦略プロジェクトの推進により、さらなる交流人口の拡大が期待されます。

また、人口減対策では、定住促進課の新設により、これまでの定住対策、少子化対策に加え移住施策が拡充され、移住体験やインターンシップ、就農希望者滞在費の助成など戦略的な取り組みが予算計上されております。あわせて市外から人材を呼び込み、介護現場の人材不足を補うために修学資金の貸与や資格取得等の人材育成への支援に新たに取り組むなど、大きな効果が期待できるものと考えております。

2点目の支え合いによる協働のまちづくりでは、市民や企業、チーム糸魚川による協働の推進、及び住民主導のコミュニティ活動への支援、さらには市全体の課題である人口減少に対応する糸魚川版総合戦略の策定においては、産官学・金・労などの関係団体との連携により、策定作業が進められるものと期待をしております。

また、高齢化が進む集落の機能維持や活性化に向けた集落支援員による支援や、自主・自立の地域づくりに取り組む地域に新たに地域おこし協力隊が配置されることにより、地域の活性化、移住促進が図られるものと期待をしております。

3点目の明日につながる持続可能なまちづくりでは、子ども一貫教育方針に基づいて新たに5年間の基本計画を策定し、着実な実行により日本一の子どもづくりを目指すとしており、子育て環境の充実や、安心して産み育てられる環境が整うものと考えられます。これにより少子化の歯どめと、女性の社会進出が促進されるものと効果を期待しております。

また、健康づくりや健康診断の受診促進、高齢者のおでかけ支援等により、いつまでも元気で過ごせる環境整備が進むとともに、医師及び医療技術者の確保、医療施設の整備への取り組みによって、地域医療体制の充実を大いに期待しております。

議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算の執行に当たりましては、米田市長をはじめとする全職員に対し、効果を大いに発揮するところであります。何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成討論といたします。

○議長（樋口英一君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

新保議員。〔16番 新保峰孝君登壇〕

○16番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第1号、2号、6号について反対討論を行います。

最初に、議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算についてであります。

2005年3月19日に1市2町が合併し10年が経過いたしました。11年目の予算であります。この10年間で、市の人口は約6,000人減っております。就業人口も減り、市民所得も10%以上減っております。一方、合併特例債200億円近くのことでもあります。市の財政規模は大きくなっております。この10年間で交通網や施設はよくなりましたけれども、若者の働く場が少なくなることも影響していると思っております。老老介護と言われるような状況も生まれております。市民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、大都市、大企業偏重の国政にあっても、市独自の取り組みの強化によって打開していく政治姿勢が必要と考えるものであります。

新年度の一般会計においては、当初予算の規模を対前年比マイナス8.1%としております。子育て支援策の拡充、医療、介護の修学資金など評価するものであります。普通建設事業費の割合が高く推移しております。市民の暮らし応援と地域産業の振興に、もっと力を入れる必要があると考えるものであります。

2款、総務費では、社会保障・税番号制度関連システム整備事業において、住基ネットにさまざまなシステムを接続し、国と地方を接続させていくものであります。個人情報保護の点で疑問を持つものであります。

4款、衛生費の虫歯予防事業のフッ素洗口ですが、論争中のものを教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが一番大事なことであります。

7款、商工費では、シャルマン火打スキー場管理運営事業とグリーンメッセ能生管理運営事業に8,300万円の予算が計上されております。そのうち、シャルマン火打スキー場の予算は6,300万円です。今冬はこの2月末までに、1万5,930人の利用者があったとのであります。シーサイドバレースキー場は8,600万円の管理運営予算で、この2月末までに2万9,690人の利用者とのことであります。両スキー場の管理運営予算を合算すると、1億4,900万円です。グリーンメッセ能生管理運営予算を加えれば、1億7,000万円です。

今後、施設の維持管理にかかる費用が、さらにふえていくことが推察されます。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定め、抜本的対策を講じていくべきではないかと考えます。当面、両スキー場の経営統合を考えるべきではないかと思っております。

10款、教育費では、香港への中学生海外派遣事業で572万円が予算計上されております。8月に4泊5日で3年生、約380名中30名が派遣されるとのことでありますが、中学生海外派遣事業は、義務教育段階での取り組みとしては、ふさわしいとは思えないものであります。

以上、議案第1号に対する反対討論といたします。

続いて、議案第2号、平成27年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算であります。国保税を2段階に分けて値上げするうちの1回目の値上げを行う予算であります。

平成25年度決算と比較すると、1人当たり40.6%の増ということになります。低所得者に対する軽減税率適用後の数値はこれより下がりますが、市民にとってはかなりの負担増となります。人口が減り続け、高齢化が進んでおります。健康づくりの体制強化を図り、病気の早期発見・早期

治療と、長期的計画のもとに健康寿命を延ばすことが必要であります。

根本的には、国の負担割合を2分の1に戻さなければ、過疎の進む地方ほど重い負担を背負うことにならざるを得ません。このような国の責任で地域間の差を是正することと同時に、市独自の努力として、健康づくりを通しての健康寿命を延ばすことによる医療費の削減を図ることが必要であります。健診受診率の引き上げ等、努力されておりますけれども、十分とは言いがたいものであります。消費税増税等、市民に対するさまざまな負担がふえ、実質所得が減り続けております。このような中での大幅値上げには反対でありますので、本案に反対するものであります。

続いて、議案第6号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算についてであります。

権現荘は宿泊客が減り続け、最盛期の半分になっております。今回、3億8,000万円をかける大改修に取り組み、8月にはリニューアルオープンできる計画です。その際、温泉センターも統合することになっております。

取り巻く環境が一層厳しくなっているときに、糸魚川市が旅館経営を続けることはいかかなものか。公がやるべきことと、民間で行うべきことの区分をはっきりさせて、手を引くべきではないかと考えるものであります。

いま1つ、権現荘に温泉センターを統合する計画で進められておりますが、温泉センターは健康づくりにも役立っており、公的な性格が強いものであります。民間的性格なものと統合することによるデメリットも考えるべきであります。

計画では改修後、2年間は直営、その後、指定管理に移すということであります。早まることもあるとのことですが、本来の意味の公的宿泊施設でもなく、このまま推移すれば一時的にはよくなっても、運営は一層難しくなるのではないかと思います。この節目の時期に市は旅館経営から手を引くことを、はっきりさせておいたほうがよいと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（樋口英一君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

保坂議員。〔6番 保坂 悟君登壇〕

○6番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算について、賛成討論を行います。

私が特に評価する事業は、健康福祉分野においては、子ども医療費助成事業で、入院、通院ともに高校卒業までとしていること。はったつ応援事業の継続と、めだか園や休日お助け保育の拡充、病後児保育の実施、学童保育の一部時間延長に向けた検討、市民後見人推進事業の拡充、生活困窮者自立支援事業の実施、老人いこいの家の見直しであります。

特に、はったつ応援事業については、自閉症や学習障害、アスペルガー症候群などの発達障害について、2013年度に全国の発達障害者支援センターに寄せられた相談は、約6万8,000件にのぼり、統計をとり始めた2005年度から約4倍にふえたことが、今日17日、厚生労働省のまとめでわかりました。

発達障害者支援法の施行から4月で10年がたち、他人との意思疎通や物事を計画的に進めることが難しいなど、障害の特徴が徐々に知らされるようになり、受診できる医療機関を問い合わせたり、学校や職場の悩みを打ち明けたりする人がふえたと見られます。ただ、件数は自治体間でばらつきがあり、人員不足や対応のおくれを指摘する声が全国にありますが、当市は早期発見・早期対応を行うために継続しており、今後、一層の成果を期待しております。

次に、教育分野においては、中学生海外派遣事業と、学力向上支援事業の大学見学と、英検補助の継続実施を評価しております。

文部科学省は今年17日、高校3年生を対象に初めて実施した英語力調査の結果を公表しました。民間の資格検定試験と同様に、読む、聞く、書く、話すという英語の4技能について調べた結果は、平均的な生徒の英語力は実用英語技能検定、いわゆる英検に換算して、中学校卒業程度の3級以下と判定されました。文部科学省は国際社会で活躍するグローバル人材の育成に向け、次期学習指導要領では英語教育を高度化する方針であります。高校では、英検2級から準1級程度の英語力を身につけることを目標とする見通しであります。このような時代背景を考えますと、当市の取り組みはタイムリーであり、糸魚川の子供たちの将来を考えていることが、よくわかります。これまでどおりALTによる指導や海外派遣事業、学力向上支援事業により、英語力と英会話力の向上を期待するものであります。

このほかに、子どもインフルエンザの半額助成事業の継続、医師養成資金貸与制度の継続、ピロリ菌検査の実施、ペレットストーブの設置補助の継続、そして今や糸魚川の顔となりつつある、糸魚川のブランドでもあります糸魚川ジオステーション、ジオパルの管理運営事業なども高く評価しております。

最後に、新幹線開業期観光促進事業において、観光2次交通の拡充として、糸魚川駅とフォッサマグナミュージアムを結ぶ路線バス、美山公園・博物館線の運行が4月よりスタートされます。これは平成25年3月議会一般質問で、私が提案した原山団地を通る路線バスの新設に応える交通弱者対策となっており、関係機関や担当課である都市整備課の努力に感謝を申し上げます。予算全体を通し、このようなソフト事業を中心に一層の市民サービス向上に努めて、市民満足度が高まることを期待しております。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（樋口英一君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第1号、平成27年度糸魚川市一般会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、平成27年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、平成27年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、平成27年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、平成27年度糸魚川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第6号、平成27年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計予算を採決いたします。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（樋口英一君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第7号、平成27年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第8号、平成27年度糸魚川市公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第9号、平成27年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第10号、平成27年度糸魚川市簡易水道事業特別会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号、平成27年度糸魚川市学校給食特別会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第12号、平成27年度糸魚川市集合支払特別会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第13号、平成27年度糸魚川市水道事業会計予算を採決いたします。  
本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第14号、平成27年度糸魚川市ガス事業会計予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第10．議案第59号

○議長（樋口英一君）

日程第10、議案第59号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第59号は、教育委員会委員の任命についてであります。

現在、教育委員会委員の渡邊楨江さんの任期が、平成27年5月19日をもちまして満了となりますことから、新たに楠田昌樹さんを任命申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第59号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第11．議案第60号

○議長（樋口英一君）

日程第11、議案第60号、監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

議案第60号は、監査委員の選任についてでありまして、現在、監査委員の廣川 勲さんの任期が、平成27年3月31日をもちまして満了となることから、新たに齋藤隆嗣さんを選任申し上げたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

+

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。  
これより議案第60号、監査委員の選任についてを採決いたします。  
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

日程第12. 諮問第1号

○議長（樋口英一君）

日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております岡田 晋さんの任期が、平成27年6月30日で満了いたしますことから、新たに伊野啓一さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いさせていただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め答申することに決しました。

日程第13．発議第1号

○議長（樋口英一君）

日程第13、発議第1号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

倉又 稔議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

倉又議員。〔17番 倉又 稔君登壇〕

○17番（倉又 稔君）

発議第1号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案説明をいたします。

このたびの一部改正は提案理由のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、第20条中の教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものであり、あわせて第2条の総務文教常任委員会の所管の能生事務所、青海事務所は総務部に含まれることから、名称を削除するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（樋口英一君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

+

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号、糸魚川市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第14．議員派遣について

○議長（樋口英一君）

日程第14、議員派遣についてを議題といたします。

上越3市議会議員合同研修会、糸魚川・大町2市議会議員連絡協議会、糸魚川市・小谷村・白馬村議会議員連絡協議会、糸魚川市・朝日町議会議員連絡協議会に、会議規則第167条の規定により19人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、19人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日通知いたします。

日程第15．閉会中の継続調査について

○議長（樋口英一君）

日程第15、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（樋口英一君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

平成27年第1回市議会定例会閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月23日から本日までの長期間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、北陸新幹線糸魚川駅開業記念事業及び糸魚川市制施行10周年記念式典について、お礼を兼ねて報告を申し上げます。

北陸新幹線糸魚川駅開業記念事業につきましては、前夜祭の13日から開業日14日、翌15日と3日間にわたり開催をし、3万3,000人の皆様からお越しをいただきました。イベントを盛り上げていただきまして心より感謝申し上げる次第であります。また、糸魚川市制施行10周年記念式典は、ご来賓をはじめ約500名の皆様からご臨席をいただきました。

2つの大きな事業の実施に当たり、議員の皆様をはじめ多くの皆様から多大なるご尽力をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

2点目に、海の魅力アップ推進計画について、ご報告申し上げます。

本日、お手元に配付させていただきました計画は、糸魚川市の海の魅力を再発見し、1年を通して海に來訪していただくための計画であり、今後、おおむね10年間の推進計画を策定いたしましたものであります。今後、この計画に基づいて、事業の推進に努めてまいります。

最後に、条例及び予算の専決処分について、ご報告申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく関連省令の改正に伴う企業立地促進条例の一部改正、並びに例年と同様に地方税法の改正に伴い、市税条例、都市計画税条例及び国民健康保険税条例の一部改正について、3月31日に専決処分を行う予定であります。

また、平成26年度一般会計につきましても事業費が確定し、歳入歳出の整理補正を行いたいことから、3月31日に専決処分を行う予定であります。

以上、3点について、ご報告申し上げます。

なお、第2次行政改革の平成27年度から29年度までの実施計画を、本日、お手元へ配付させていただきましたので、ごらんをいただきますようお願い申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

終わりに、平成27年6月市議会定例会の招集日を、6月8日（月曜日）とさせていただきたい予定であることをご報告を申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

+

○議長（樋口英一君）

これもちまして、平成27年第1回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。  
長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

〈午後2時02分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員

+

+

+